

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 ADRA Japan の理事ならびに監事（以下「役員」という）の報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補足)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

付 則

1 この規程は、2016年4月18日から施行する。

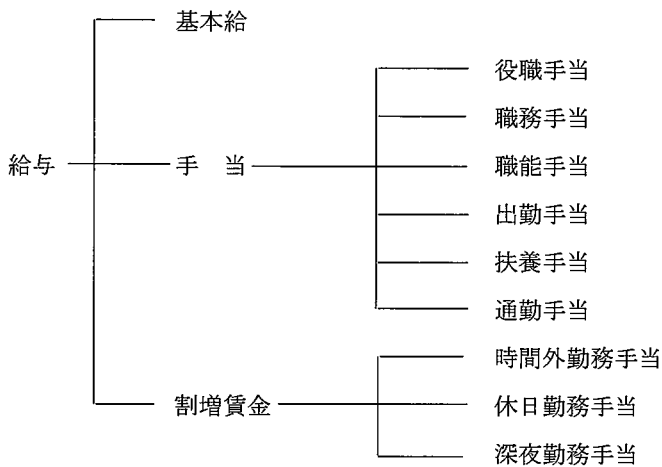
給 与 規 程

(目的)

- 第 1 条 この規程は、就業規則第 52 条の規定に基づき、就業規則第 2 条に定める職員に適用する。
 2 パートタイム職員、アルバイト等に適用する給与規程は、別に定めるところによる。

(給与の構成)

第 2 条 給与の構成は、次のとおりとする。



(給与計算期間及び支払日)

第 3 条 給与は、前月 26 日から起算し、当月 25 日を締め切りとした期間（以下、「給与計算期間」という）について計算する。基本給及び手当は当月末日に支払い、割増賃金及び不足時間に対する控除は翌月末に支払いもしくは控除をおこなう。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。

(給与の支払方法と控除)

第 4 条 給与は通貨で直接職員にその全額を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず職員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振込みにより給与を支給する。
 3 次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

- ①源泉所得税
- ②住民税
- ③健康保険（介護保険を含む）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- ④雇用保険の保険料の被保険者負担分
- ⑤職員本人との書面により賃金から控除することとしたもの

(中途入職または中途退職の給与計算)

第 5 条 給与計算期間の中途に入職または退職した者に対する当該計算期間における給与は以下の計算式により支給するものとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{職務手当} + \text{職能手当} + \text{出勤手当} + \text{扶養手当}}{\text{出勤時間数}} \times \text{出勤時間数}$$

当該月の所定労働時間

(不足時間の給与控除)

第 6 条 給与計算期間の実労働数が所定労働時間に満たない場合は、以下の計算式によりその不足した時間に応じる給与は支給しない。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{職務手当} + \text{職能手当} + \text{出勤手当} + \text{扶養手当}}{\text{当該月の所定労働時間}} \times \text{不足時間数}$$

(基本給)

第 7 条 基本給は、本人の年齢、勤続年数等を考慮して各人別に決定する。

2 時短勤務の場合、基本給のみ契約時間に応じて減額する。

(役職手当)

第 8 条 役職手当は、以下の役職に就く者に対し、支給する。

① 部長	月額 50,000 円
② マネージャー	月額 30,000 円
③ 上述の役職以外の AdCom メンバー	月額 20,000 円

2 任命によるときには、発令日の属する賃金月から支給する。この場合、当該賃金月においてそれまで属していた役職手当は支給しない。

3 解任によるときには、発令日の属する賃金月まで支給する。

(職務手当)

第 9 条 所属部署に応じて、以下の金額を支給する。

① 事業部	月額 25,000 円
② マーケティング部	月額 20,000 円
③ 総務部	月額 20,000 円

2 2 か所以上の部の業務を担う場合、主業務の部の金額とする。

3 移動の場合、移動月の 10 日に所属している部の金額とする。

(職能手当)

第 10 条 人事評価をおこない人事部が決めたグレードに応じて支給する。年度末に見直しをするが、毎年上がることを保障するものではない。

① グレード 6	月額 125,000 円
② グレード 5	月額 102,000 円
③ グレード 4	月額 79,000 円
④ グレード 3	月額 56,000 円
⑤ グレード 2	月額 38,000 円
⑥ グレード 1	月額 20,000 円

(出勤手当)

第 11 条 職員は事務所への出勤スタイルを決めることができる。年度末に次年度の出勤スタイルを申告し、それに応じて、以下の手当を支給する。海外駐在の場合は、①とする。

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 週 4 日～5 日 | 月額 30,000 円 |
| ② 週 3 日 | 月額 10,000 円 |
| ③ 週 1 日～2 日 | 月額 5,000 円 |

2 出勤スタイルを変更した場合、当該月 10 日の時点の出勤スタイルの手当を支給する。

3 申告された出勤スタイルにかかわらず、休暇等により月の実出勤が 0 日の場合、当該月の出勤手当は支給しない。

(扶養手当)

第 12 条 扶養手当は、毎月 1 日時点の税制上の扶養家族に対し 1 人当たり、月額 15,000 円を支給する。

(通勤手当)

第 13 条 通勤手当は、月額 50,000 円までの範囲内において、公共交通機関による通勤に要する実費に相当する額を支給する。

(時間外勤務手当)

第 14 条 法定労働時間を超えた時間外労働に対する割増賃金は以下の計算方法により支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{職務手当} + \text{職能手当} + \text{出勤手当}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

ただし、所定労働時間が法定労働時間を超える場合、法定労働時間を超える所定労働時間分は 0.25×時間数分のみ時間外勤務手当とする。

2 所定労働時間を超え法定労働時間内の場合は以下の計算方法とする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{職務手当} + \text{職能手当} + \text{出勤手当}}{\text{月平均所定労働時間}} \times \text{時間外労働時間数}$$

3 月平均所定労働時間は以下の計算方法により求める。

$$\frac{365 \text{ 日 (閏年 366 日)} - \text{年間所定休日} \times 8 \text{ (時短正職員及び契約職員は契約による時間)}}{12}$$

4 時短勤務の場合、当該月の正職員の所定労働時間までは、基本給のみの計算とする。正職員の所定労働時間を超えた場合は第 1 項もしくは第 2 項による。

(時短勤務の実労働時間 ≤ 正職員の所定労働時間)

$$\frac{\text{基本給}}{\text{当該月の時短勤務の所定労働時間}} \times (\text{実労働時間} - \text{時短勤務の所定労働時間})$$

(休日勤務手当)

第 15 条 休日勤務に対する割増賃金は以下の計算方法により支給する。月平均所定労働時間は前条による。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{職務手当} + \text{職能手当} + \text{出勤手当}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

(深夜勤務手当)

第 16 条 深夜勤務（午後 10 時～午前 5 時）に対する割増賃金は以下の計算方法により支給する。月平均所定労働時間は前条による。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{職務手当} + \text{職能手当} + \text{出勤手当}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.50 \times \text{深夜労働時間数}$$

(休暇等の賃金)

第 17 条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

- 2 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業の期間、育児時間、生理日の休暇の期間は、無給とする。
- 3 慶弔休暇の期間は、第 1 項の賃金を支給する。
- 4 休職期間中は、原則として賃金を支給しない。

(昇給)

第 18 条 昇給は、基本給に対して以下の通り行う。ただし、団体の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

- ① 毎年 4 月 1 日現在における満年齢により、4 月に昇給する。
- ② 在籍年数加算による昇給は、入職日が月初日から 25 日の場合は入職月の翌月、26 日から月末日のケースは入職月の翌々月の支給からとする。

- 2 昇給額は、給与テーブルによって各人ごとに決定する。

(賞与及び退職金)

第 19 条 賞与及び退職金は、原則として支給しない。

(附則)

本規定は 2016 年 4 月 1 日から適用する。

本規定は、2016 年 9 月 25 日の第 55 回理事会の議決により改定し、2016 年 9 月 26 日より施行する。

本規定は、2019 年 3 月 24 日の第 64 回理事会の議決により改定し、2019 年 4 月支払分給与より施行する。

本規定は、2019 年 6 月 16 日の臨時理事会の議決により改定し、2019 年 7 月支払分給与より施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan	事業年度	平成30年4月1日～平成31年3月31日
-----	----------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	958,250 円
賛助会員受取会費	1,510,500 円
受取寄付金	27,489,360 円
指定プロジェクト寄付金振替額	26,762,839 円
物品寄付	1,036,310 円
公的補助金振替額	120,541,544 円
民間助成金振替額	388,493,564 円
受取公的補助金	6,461,111 円
受取民間助成金	14,316,699 円
緊急支援事業収益	261,800 円
人材育成事業収益	284,681 円
情報交換・連絡調整事業収益	10,000 円
広報啓発事業収益	152,334 円
受取利息	116,973 円
為替差益	1,733,774 円
雑収益	34,120 円
合 計	590,163,859 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2019.1.31			フィリピン台風被災者支援分担金	335,538 円
2019.1.31			インドネシア・スラウェシ島地震被災者支援分担金	659,760 円
.				円
.				円
.				円
	合 計			995,298 円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
2018/4/3	イエメン・国内避難民支援事業 USD136,390	14,599,185 円
2018/4/6	イエメン・国内避難民支援事業 USD123,150	13,349,460 円
2018/4/26	エチオピア・南スーダン難民支援事業 JPY	15,803,416 円
2018/5/2	レバノン・シリア難民支援事業 USD41,401	4,591,370 円
2018/5/22	レバノン・シリア難民支援事業 USD40,929.01	4,582,411 円
2018/5/30	イエメン・国内避難民支援事業 USD153,368	16,819,868 円
2018/5/30	レバノン・シリア難民支援事業 USD13,631.94	1,491,470 円
2018/6/4	ミャンマー・教育支援事業 (AEON) USD54,083.66	5,984,897 円
2018/6/4	ミャンマー・教育支援事業 (N 連) USD35,272.22	3,903,223 円
2018/6/15	エチオピア・南スーダン難民支援事業 JPY	28,147,180 円
2018/6/20	エチオピア・南スーダン難民支援事業 JPY	5,352,648 円
2018/6/26	イエメン・国内避難民支援事業 USD60,000	6,634,200 円
2018/6/29	ジンバブエ・教育支援事業 USD219,000	24,466,680 円
2018/7/13	エチオピア・南スーダン難民支援事業 JPY	25,343,691 円
2018/7/13	レバノン・シリア難民支援事業 USD34,906	3,970,906 円
2018/7/25	イエメン・国内避難民支援事業 USD196,797	22,104,239 円

2018/8/9	エチオピア・南スーダン難民支援事業 JPY	22,258,816 円
2018/8/22	ミャンマー・教育支援事業 (AEON) USD67,504.02	7,506,447 円
2018/8/22	ミャンマー・教育支援事業 (N 連) USD27,429.52	3,050,162 円
2018/8/22	ジンバブエ・教育支援事業 USD82,700	9,196,240 円
2018/8/22	イエメン・国内避難民支援事業 USD71,030	7,898,536 円
2018/10/24	ミャンマー・教育支援事業 (AEON) USD45,751.44	5,191,415 円
2018/10/24	ネパール・スポンサーシップ事業 USD11,800	1,338,946 円
2018/11/8	ミャンマー・教育支援事業 (N 連) JPY	1,680,409 円
2018/11/14	ミャンマー・教育支援事業 (N 連) USD2,399.81	275,834 円
2018/11/14	レバノン・シリア難民支援事業 USD24,894	2,861,316 円
2018/11/16	イエメン・国内避難民支援事業 USD99,660	11,426,019 円
2018/11/20	ジンバブエ・教育支援事業 USD50,000	5,683,500 円
2018/11/20	エチオピア・南スーダン難民支援事業 JPY	14,851,317 円
2018/12/5	レバノン・シリア難民支援事業 USD48,413	5,513,272 円
2018/12/14	ミャンマー・教育支援事業 (AEON) USD6,756.03	774,308 円
2018/12/14	ミャンマー・教育支援事業 (AEON) JPY	22,049,467 円
2018/12/14	ミャンマー・教育支援事業 (N 連) JPY	14,032,389 円
2018/12/14	ミャンマー・教育支援事業 (N 連) USD2,233.66	255,999 円
2018/12/21	イエメン・国内避難民支援事業 USD170,128	19,147,906 円
2018/12/25	イエメン・国内避難民支援事業 USD56,259	6,248,687 円
2019/1/31	フィリピン・台風被災者支援 USD3,000	335,538 円
2019/1/31	インドネシア・スラウェシ島地震被災者支援 USD6,000	659,760 円
2019/2/5	ジンバブエ・教育支援事業 USD27,500	3,053,325 円
2019/2/5	エチオピア・南スーダン難民支援事業 JPY	21,195,643 円
2019/2/14	バングラデシュ・ロヒンギャ難民支援事業 USD2,000	220,672 円
2019/2/25	レバノン・シリア難民支援事業 USD47,667.36	5,328,257 円
2019/3/8	ミャンマー・教育支援事業 (N 連) JPY	10,764,185 円
2019/3/8	ミャンマー・教育支援事業 (N 連) USD6,080.69	684,564 円
2019/3/27	ジンバブエ・教育支援事業 USD226,000	25,230,640 円
2019/3/27	イエメン・国内避難民支援事業 USD37,827.12	4,218,858 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	平成30年4月1日～平成31年3月31日	11人	0人	0%	3人	27.2%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

村本 英邦		理事		○							平成30年6月22日就任
山地 正		理事		○							平成28年6月22日就任
高橋愛一郎		監事		○							平成28年6月22日就任
新田 聡		監事		○							平成26年6月22日就任 平成30年6月21日退任
千原 曜		理事		○							平成30年6月22日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	装丁帳簿 (弥生会計を印刷)	毎日	7年以上
現金出納帳	パイプ式二穴ファイル (エクセルを印刷)	随時	7年
支払・振替伝票	パイプ式二穴ファイル	随時	7年
出金伝票	パイプ式二穴ファイル	随時	7年
固定資産台帳	パイプ式二穴ファイル (エクセルを印刷)	随時	7年
入金管理台帳	パイプ式二穴ファイル (ファイルメーカーを印刷)	毎日	7年
貸金台帳	二穴ファイル (弥生給与を印刷)	毎月	7年
在庫管理台帳	パイプ式二穴ファイル	随時	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan		チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること	✓	
	イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業年度</td> <td style="width: 30%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 20%;">設立年月日</td> <td style="width: 30%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ